

電子申請等を行う場合の添付書類の イメージデータによる提出について

(担当：井上)

データ送信の範囲の拡大について、その概要についてご説明いたします。

1. 従来の取り扱い

いわゆる e-Tax による電子申請、電子申告等を行うにあたって、申請書又は申告書等に添付が必要な書類のうち、様式が指定されているもの又はデータを記述する規格が存在するものについては、申告等データとともにデータでの送信が可能ですが、それ以外の添付書類については書面での提出が必要となります。

書面による提出が必要な添付書類としては、登記事項証明書、収用証明書、定款、出資関係図などが考えられます。

2. 改正内容

平成 28 年 4 月 1 日（金）から、e-Tax による電子申請等を行う場合、別途郵送等で書面により提出する必要がある特定の添付書類については、イメージデータ（PDF 形式）による提出が可能となり、書面による提出に代えることができます。

添付書類のイメージデータによる提出の受付を開始した手続きについては、次のとおりです。

申告手続	申請・届出等手続
<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人税 ・ 消費税（法人） ・ 酒税 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 源泉所得税関係 ・ 法人税関係 ・ 消費税（法人）関係 ・ 間接諸税関係 ・ 酒税関係 ・ 納税関係 ・ 法定調書関係 ・ 電子帳簿保存法関係（法人） ・ 再調査の請求・審査請求関係

また、次の手続については、平成 29 年 1 月 4 日（水）から添付書類のイメージデータの受付

を開始する予定となっております。

申請手続	申請・届出等手続
<ul style="list-style-type: none"> ・ 所得税 ・ 贈与税 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所得税関係 ・ 消費税（個人）関係 ・ 贈与税関係 ・ 相続税関係 ・ 電子帳簿保存法関係（個人）

なお、税務・会計ソフトで作成した財務諸表及び勘定科目内訳明細書（以下「財務諸表等」といいます。）のデータはイメージデータによる提出ができないこととなっておりますが、国税庁が指定する CSV 形式のデータで財務諸表等を作成し、e-Tax で送信可能なファイル形式に変換したものを e-Tax で提出（送信）することが可能となります。

3. 留意事項

(1) イメージデータで送信した添付書類の原本保存について

イメージデータで送信した添付書類のうち、法令の規定により原本の提出が必要とされている第三者作成の添付書類（例：収用証明書、登記事項証明書など）については、申告に係る添付書類は法定申告期限から 5 年間（贈与税、移転価格税制の適用がある法人税等の申告は 6 年間、法人税の純損失等の金額がある場合の申告は 9 年間）、申請・届出等に係る添付書類は提出した日から 5 年間、保存しておく必要があります。

(2) イメージデータの作成について

税務署において、イメージデータの内容が確認できない場合は、税務署から、イメージデータの再送信又は書面による提出を求められることがあります。

(3) イメージデータによる提出対象外の添付書類の提出※について

申告書、申請・届出書やイメージデータによる提出の対象とならない書類をイメージデータで送信された場合、その送信は効力を有しないこととなります。

この場合、改めてe-Taxによる電子データ（XBRL形式又はXML形式）の送信又は書面による提出が必要であり、再送信等の日が文書收受日となります。

※イメージデータによる提出の対象外の添付書類

区分	具体例
電子データ（XBRL形式又はXML形式）により提出が可能な添付書類	法人税申告の財務諸表及び勘定科目内訳明細書、所得税申告の青色申告決算書及び譲渡所得の内訳書など
所得税申告で記載内容を入力して送信することにより添付を省略できる添付書類	給与所得の源泉徴収票、医療費の領収書、生命保険料控除及び寄付金控除証明書など
原本への割印が必要となるなど手続きの特性上、書面提出が必要な添付書類	印紙税過誤納確認申請の添付書類など